

発達障害に関する正しい認識を求める声明

私たち一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会（以下「本会」という。）は、知的・発達障害のある人や子ども（以下「知的障害者」という。）とその家族が、障害の程度にかかわらず、ライフステージに応じた適切な支援のもとで安心して暮らせることを願っており、共生社会の実現を求めています。また、その観点から今般の第27回参議院議員通常選挙の動向も注視しております。

そのような中、ある国政政党の主張をまとめた書籍において、「そもそも、発達障害など存在しません」と記述されていることが報道等で明らかとなりました。

本会の会員にも知的障害と発達障害が併存している人が多数おり、疑問や不安の声が寄せられています。

発達障害については、平成17（2005）年に施行された発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と明確に定義されていますし、医学的にも米国精神医学会や世界保健機構における診断基準が確立しています。発達障害が存在しないという言説は、明らかな事実誤認です。

政治活動および政党活動については、憲法第21条で定める表現の自由が保障されるべきところですが、他方で国政政党として意見や主張をする際には、法的あるいは科学的な根拠に基づくことが強く求められます。

本会としては、こうした前提に立った、誤解や偏見のない、正しい認識に基づく政策の積み上げを通じて、知的障害を含む障害者施策が推進されていくことを期待するものです。

令和7年（2025年）7月18日
一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会
会 長 佐々木 桃 子